

公立大学法人福井県立大学企業広告デジタルサイネージ設置運営業務募集要項

1. 業務内容

- (1) 公立大学法人福井県立大学（以下「本学」という。）にデジタルサイネージ機器を設置し、本学で表示する情報と共に、外部企業等の宣伝広告を放映する。
- (2) 外部企業等の宣伝広告について、募集活動を行う。
- (3) 外部企業等の宣伝広告をデザイン・提案する。
- (4) 上記広告活動で得られた収入の一部を広告掲載料金として本学に納める。
- (5) 広告掲載期間中のデジタルサイネージ機器の保守を行う。
- (6) その他、デジタルサイネージの設置運営に係る業務を行う。

2. 設置場所等

設置場所 永平寺キャンパス 学生会館、共通講義棟アトリウム、県大レストラン
(別図「永平寺キャンパス施設配置図」参照)

所在地 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1

運用時間 学生会館、共通講義棟アトリウム 8：30～18：00
休業日（土曜・日曜・祝日、ほか、本学休業期間）

県大レストラン 11：30～15：00

休業日（土曜・日曜・祝日、ほか、本学休業期間）

※営業時間や休業日は、本学の状況により変動あり

規格・設置数 学生会館 75インチ以内のモニタ2台以内

共通講義棟アトリウム 75インチ以内のモニタ2台以内

県大レストラン 75インチ以内のモニタ3台以内

※モニタの設置場所、サイズ、設置数は本学と協議できるものとする。

3. 期間

本契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約期間の延長は、5年を上限として、双方の合意に基づき、1年単位で行うことができる。

4. 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害
を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与
するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している
者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (4) デジタルサイネージ機器について国公立大学での設置実績があり、デジタルサイネージ
機器の設置、保守および撤去並びに同機器を利用した広告運用（企画、募集、内部審
査、コンテンツ作成・管理等）を実施できる者であること。
- (5) 設置および運用に必要な費用（設置、保守、撤去費用、貸付料、光熱費等）を負担でき
る者であること。
- (6) デジタルサイネージのメンテナンスおよび緊急時に対応するため、福井県内に本店、支
店、営業所または事業所があり、社員が2名以上常駐していること。
- (7) 広告審査について外部審査機構における審査体制を整えており、またその実績があるこ
と。
- (8) デジタルサイネージ放映の中で、本学の情報を掲載可能であること。また、平易な静止
画であれば本学の依頼に基づき、無償でコンテンツ制作が可能であること。

5. 広告掲載の条件

広告の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (3) 基本人権、知的財産権等の他人の権利を侵害するものまたはそのおそれのあるもの
- (4) 政治的表現を含むもの
- (5) 宗教的表現を含むもの
- (6) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの
- (7) 個人または法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容または事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等、
消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護および健全育成の観点から適切でないもの
- (12) その他掲載する広告として不適当であると認められるもの

6. 経費の負担等

- (1) 設置および運用に必要な全ての費用（設置、保守、撤去等）を負担すること。
- (2) 設置場所貸付料（光熱費除く）は公立大学法人福井県立大学料金規程に基づき算出した
額とする。
- (3) デジタルサイネージ機器の光熱費は、設備の定格消費電力を元に算出した年額とする。

- (4) 広告掲載料は、年一回、一括で所定の期日までに本学に支払うこと。納付された広告掲載料は、本学に責任がある場合を除いて、一切返還しない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、デジタルサイネージ機器設置施設の営業日数が平年時より極端に少ない場合は、当該施設に設置した分の広告掲載料支払いについて、協議することができる。
- (6) 経済情勢の変動、本学の規則の改廃、本学が準用することとした関係法令等の改廃、その他の事情の変更により本学が必要と認める場合には、設置場所貸付料（光熱費除く）および光熱費を改定することがある。この場合において、事業者は改定された設置場所貸付料等を支払わなければならない。
- (7) 放映する宣伝広告をオンライン管理する場合、本学のネットワークは使用せず、事業者の責任においてネットワーク環境、LAN等設置を行い、それらの設置・維持管理および通信に係る費用は事業者が負担すること。

7. その他留意事項

- (1) 契約期間満了後は、速やかに原状回復すること。
- (2) 事業者は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。なお広告審査においては、事業者および外部審査機関による審査を行わなければならない。最終的な広告掲載の可否については、福井県立大学が審査・決定する。
- (3) 事業者は、運用上想定される万一の事故・障害発生に備え、設置工事から事業終了までの期間、対人対物保険等に加入し、デジタルサイネージ機器に起因する事故が発生した場合は、事業者の責任において、適切に対応すること。

8. 参考スケジュール

| 項目 | 期日・期間 |
|---------------|-----------------|
| 申込書等の提出期限 | 令和8年2月16日（月）16時 |
| 審査 | 令和8年2月中旬 |
| 結果通知 | 令和8年2月下旬 |
| 契約手続 | 令和8年3月上旬 |
| デジタルサイネージ設置工事 | 令和8年4月下旬 |
| 本学での広告審査 | 令和8年4月下旬 |
| 運用開始 | 令和8年5月上旬 |

※契約手続き、審査、工事等の状況により変更になる可能性がある。

9. 提出書類

(1) 提出書類

- ① 申込書（別紙1）
- ② 実績一覧（任意様式）および実績が確認できる書類
過去5年以内に国公立大学においてデジタルサイネージ設置運営業務を実施した実績を記載すること。

③ 業務体制表（任意様式）

本業務を受託した場合の業務体制表を提出すること。

④ 外部審査機構の審査基準やパンフレット等その実態が分かる書類および審査合格書

⑤ 広告掲載料の見積金額

本業務において、本学に支払う広告掲載料の見積金額（年額）を記載すること。見積金額（年額）には消費税を含む金額とすること。

（2）提出方法および提出期限

① 提出方法

本要項1.2.に記載する提出先に紙媒体を郵送または持参するとともに、データファイル（PDF形式）を送付すること。

② 提出期限

令和8年2月16日（月）16時必着

（3）提出された書類の取扱い等

① 提出書類等の制作および提出にかかる費用は参加申込者の負担とする。

② 提出された書類は、提出後いかなる理由があっても変更・追加等は認めない。

③ 提出された書類は、本学において公募・選定以外の用途に使用しないものとする。

④ 提出された書類は、委託事業決定後、委託事業者以外の提案書等は本学で処分する。

10. 選考方法

複数の参加申込者がある場合には、提出された見積金額がより高額な者を選定する。

11. 契約書

別紙2のとおり。

※雛形であり、内容については相談の上で変更可。

12. 各種書類の提出先および問合せ先

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島 4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務課

TEL : 0776-61-6000(代表)

E-mail : j-kasahara@g. fpu. ac. jp

永平寺キャンパス施設配置図

